

第1章 計画策定及び改定の趣旨

1 趣旨

寝屋川市では、平成13年（2001年）2月に第1期となる寝屋川市役所温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでまいりました。平成22年（2010年）4月には第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画を策定し、「温室効果ガスの総排出量を平成26年度（2014年度）までに、平成21年度（2009年度）を基準にして6%以上削減する」ことを目標として、各職場での対策を実施しました。その結果、市の施設から排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で、平成26年度（2014年度）は、基準年度の平成21年度（2009年度）の実績より3.3%削減にとどまっております。

温室効果ガス総排出量の削減については、依然として厳しく、その目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、平成26年度（2014年度）を基準とし、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までを計画期間とする第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画を策定し、寝屋川市役所の事務・事業に関して排出する温室効果ガスの排出量の削減に取り組むと同時に、環境への負荷の少ない商品の購入・使用、省エネルギー対策、環境に配慮した公共事業の実施、ごみの減量やリサイクル等の取り組みを推進しています。

こうした中、C O P 21¹でパリ協定が採択されたことを受け、国において、平成28年（2016年）5月に地球温暖化対策計画が策定され、地方公共団体は、エネルギー起源二酸化炭素を平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比約40%削減とされたことを踏まえ、計画の目標等を改定し、第4期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画としました。

¹ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議